

# 災害見舞約款改定のお知らせ

お客さま各位

拝啓　日頃より当協会の災害見舞事業に関し、格別のお引き立てを賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、令和元年5月に掛金額を改定いたしましたが、その後も大規模な自然災害（特に台風や洪水などによる風水災）が頻発するなど、さらに厳しい状況が続いております。

このような状況から、災害見舞事業の財務基盤を安定化し、引き続きお客さまに、「安心」をお届けするために、令和3年1月に、掛金額の改定など災害見舞約款を改定させていただくことになりました。改定の内容につきましては、以下の「災害見舞約款の改定内容」をご参照ください。

当協会といたしましては、今後とも、事業の効率化に努め、お客さまに対して、安定的かつ持続的に「安心」をご提供できるよう努めてまいりますので、これまでと変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

一般財団法人 簡易保険加入者協会  
理事長 池田佳史

〔令和3年1月1日以降始期契約用〕

## 災害見舞約款の改定内容

### 1 掛金額の改定

- 平成27年度までに発生した地震、豪雨・豪雪、台風などの自然災害による見舞金のお支払いの増加を踏まえ、令和元年5月に掛金額を改定いたしましたが、その後もさらに大規模な自然災害（台風などによる風水害）の発生が増加しているため、再度の掛金額の改定が必要な状況になりました。

■ 改定後の1口当たりの掛金額は次のとおりです。

|      | 改定前   |       |       | 改定後   |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 現金払込み | 自動払込み | 振替払込み | 現金払込み | 自動払込み | 振替払込み |
| 新規契約 | 190円  | —     | 190円  | 230円  | —     | 230円  |
| 継続契約 | 185円  | 175円  | 175円  | 230円  | 220円  | 220円  |

- 今回の改定は、平成30年度までに発生した大規模自然災害（平成30年の西日本豪雨や台風21号など）による見舞金のお支払いの実績を踏まえ、今後の大規模自然災害の発生に備えるためのものです。

< 近年の大規模自然災害発生状況 >

○平成27年度以前は、自然災害（地震や台風など）の支払見舞金総額は20億円を下回っていましたが、平成28年度以降、大規模自然災害の発生頻度が高まり、自然災害の支払見舞金総額が増加する傾向にあります。

| 年度     | 主な大規模自然災害                    |
|--------|------------------------------|
| 平成28年度 | 熊本地震                         |
| 平成29年度 | 平成29年7月九州北部豪雨                |
| 平成30年度 | 平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、台風21号、台風24号 |
| 令和元年度  | 台風15号、台風19号                  |

< 当協会における見舞金支払実績 >

（平成25年度～令和元年度）



## 2 「広範囲にわたる風水害等」の該当基準等の改定

- 「広範囲にわたる風水害等」の該当可否を判定する基準を、災害の発生した年度の「前年度の期首の異常危険準備金等の合計額」から「当年度期首の異常危険準備金等の合計額」に改めるなど、当協会が、より現状実態に即した適切かつ的確な判断ができるようにするために必要な規定の整備を行いました。

## 3 「不慮の事故等」に該当しない事例の改定

- 「疾病を直接の原因とする事故」は不慮の事故等に該当しない事例としていますが、「疾病を直接の原因とする事故」である可能性が高いものの、これに該当するか否かを判別することが難しい場合が多い一部の事例（例えば、入浴中に溺れた場合、食物を気道に詰まらせて窒息した場合など）について、不慮の事故等に該当しない事例としました。

○ ご不明な点につきましては、お近くの代理店、担当者または  
フリーダイヤル（0120-301-989）にお問い合わせください。